

【参考資料】「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の概要

1 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成20年度4月から一部施行されました。

同法は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表制度を設け、その比率に応じて、財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定め、当該計画の実施促進を図り、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

2 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」

(1) 健全化判断比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額の比率を示しています。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

市の全会計の実質赤字額の比率を示しています。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が負担した元利償還金・準元利償還金の比率を示しています。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額}) + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還等に係る基準財政需要額算入額})}$$

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の比率を示しています。

将来負担額は、イ～チの合計になります。

- イ 一般会計等の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 加入する組合等の地方債の元金償還に充てる負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$(2) \text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

公営企業ごとの、資金の不足額が事業の規模に対する比率を示しています。

3 「健全化判断比率」及び「資金不足比率」の基準値について

「健全化判断比率」が、「早期健全化基準」を超えた場合は、「財政健全化計画」を、「財政再生基準」を超えた場合は、「財政再生計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に報告しなくてはなりません。

また、公営企業においては、「資金不足比率」が「経営健全化基準」を超えた場合には、「経営健全化計画」を策定し、議会の議決を経て、総務大臣に報告しなくてはなりません。

なお、都城市のそれぞれの基準は、次のとおりです。

	健全化判断比率				資金不足比率
	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
早期健全化基準	11.47	16.47	25.0	350.0	
財政再生基準	20.00	40.00	35.0		
経営健全化基準					